

国自審第 1701 号  
平成 29 年 12 月 22 日

株式会社 S U B A R U  
代表取締役社長 吉永 泰之 殿

国土交通省自動車局長  
奥田 哲也

### 完成検査における不適切な取扱いへの対応等について

10月30日付で不適切な完成検査の過去からの運用状況等、事実関係の詳細を調査し及び再発防止策を検討し、一ヶ月を目処に報告するよう指示したことを受け、12月19日に貴社より事実関係の調査結果及び再発防止策が報告されたところである。

については、本報告に記載された再発防止策の実施の徹底を図るとともに、道路運送車両法第75条の6第1項及び第100条第1項に基づき、その実施状況について、当面四半期毎に報告するよう求める。

また、完成検査工程における燃費データ書き換えの貴社社員の発言について、その事実関係の詳細を調査し、早期に報告するよう求める。

なお、国土交通省としては、今後、再発防止策の実施状況を踏まえるとともに、立入検査の結果や今般の報告内容等を精査した上で、必要に応じて、追加の措置がありうることを申し添える。